

【資料4別添4】

30子子福第606号  
平成31年 3月20日

障害児通所支援事業者 各位

名古屋市子ども青少年局  
子育て支援部子ども福祉課長

改元に係る通所受給者証等の元号表記の取扱について

元号法（昭和54年法律第43号）の規定により、新元号を定める政令の施行日から新元号へ切替わります。つきましては、障害児通所支援に係る通所受給者証の元号表記の取扱いについて下記のとおり運用いたしますので、あらかじめご了知お願い致します。

記

1 通所受給者証の元号の取扱

元号が改められた場合、通所受給者証の給付決定期間の終期等の表記は、新元号で読み替える。

2 読み替えの対象となる受給者証

- (1) 通所受給者証
- (2) 入所受給者証
- (3) 肢体不自由児通所医療受給者証
- (4) 障害児入所医療受給者証

3 新元号の表記への移行時期について

障害児通所支援等のサービス、利用者負担額等の支給の更新または変更等により、平成31年5月以降に新たに交付された受給者証から新元号に切替え表記。

問合先：子ども発達支援係  
電話：972-2520